

事 務 連 絡
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長
貨物流通事業課長

自家用車活用事業における貨客混載に関する取扱いについて

標記について、関連通達（「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）及び「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付け国自貨第91号））を下記のとおり整理し、自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）において貨客混載制度を活用することができることを明確化したので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- 1 「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）により、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者は、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することができる。
- 2 日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得した場合に、同事業者において実施する日本版ライドシェアに使用する自家用車について、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付け国自貨第91号）に基づく有償運送の許可を取得することで、同車両を貨物の運送に使用することができる。

- 3 1、2より、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することに加え、有償運送の許可を受けた場合には、当該日本版ライドシェアを実施できる地域・時期・時間帯において、当該日本版ライドシェアの用に供する車両に関して、貨客混載制度を活用することが可能である。